

社会保険労務士法人リーガルネットワークスが毎月発信するニュースレターです。

## ◆雇用調整助成金の不正受給対策 助成金申請時の変更点

雇用を維持して休業手当を払った企業を支援する雇用調整助成金の特例措置の期限が、令和4年6月末と迫っている一方で不正受給の報告が後を絶ちません。政府は不正受給の対応策として、2022年4月以降の休業に係る申請について以下3点変更事項としていますので、ご案内させていただきます。

### トピックス

◇雇用調整助成金の不正受給対策・助成金申請時の変更点

◇今月の労務スケジュール

(図1)

① 業況特例における業況の確認を毎回行う(判定基礎期間(1ヶ月単位)ごと)※図1  
【2022年4月1日以降に初日がある判定基礎期間の申請からは、申請の都度、業況の確認を行う】確認の結果、要件を満たせば業況特例を、満たさなければ原則的な措置が適用。(※地域特例に該当するときは、地域特例を適用)

② 最新の賃金総額(令和3年度の確定保険料)から平均賃金額を計算  
【賃金総額を最新の額に変更して平均賃金額を計算すること】

・労働保険の2021年度の確定保険料の算定に用いる賃金総額→2021年度の労働保険にかかる確定保険料申告書の受理日以降の最初の申請から適用  
・2021年度又は2022年度の任意の月に提出した給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書に記載の額

③ 一部の事業者に対し、休業対象労働者および休業手当の支払いに関わる確認書類の提出が求められる

右記に該当する事業主に対しては、判定基礎期間ごとに「休業対象労働者」および「休業手当の支払い」に関わる確認書類の提出が求められる



助成金	対象事業主	確認書類
緊急雇用安定助成金	労働者災害補償保険のみ適用 判定基礎期間の初日において 雇用保険の適用が1年未満	①と②
雇用調整助成金	判定基礎期間の初日において 雇用保険の適用が1年未満	②

- ①【休業対象労働者全員の氏名、年齢および住所が確認できる書類の写し】住民票、身分証明書等
- ②【休業手当を含む給与の支払いが確認できる書類の写し】源泉所得税の直近の納付を確認できる書類、給与振込を確認できる書類

参考資料:厚労省「雇用調整助成金(新型コロナウイルス感染症の影響に伴う特例)  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html)  
「令和4年6月までの雇用調整助成金の特例措置等について」  
<https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/000782480.pdf>

### 5月の労務スケジュール

- ～5/31 4月分社会保険料納付
- ～5/10 4月分源泉徴収税額及び住民税額の納付
- 【税務】住民税決定通知書が各従業員の市区町村から届きます。
- 【労務】労働保険料概算・確定申告の届出用紙が届きます。
- 受け取りましたら弊社手続き担当までご連絡ください。

### ★令和4年度子ども・子育て拠出金率

令和4年4月分(令和4年5月31日納期限)からの子ども・子育て拠出金率は、令和3年度と同率の1,000分の3.6(0.36%)です。

社会保険労務士法人  
リーガルネットワークス

〒160-0022  
東京都新宿区新宿  
1-34-13  
第一貝塚ビル302号

TEL:  
03-6709-8919



編集担当: 會田  
編集責任者: 勝山